

四日市市告示第 1 1 7 号

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市集会所補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市集会所補助金交付要綱（昭和 5 5 年四日市市告示第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表の (3) に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前 5 項の規定にかかわらず、前 5 項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額 (<u>千円未満の額は切捨てとし、当該額が 3 6 0 万円を超えるときは 3 6 0 万円とする。</u>) を加算した額とする。</p> <p>7 集会所の修繕及び模様替えて、別表の (4) に規定する高齢者等の利便性を高めるための工事 (バリアフリー化工事) に該当するものに係る補助金の額は、第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、当該規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に 1</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 市長が緊急避難所に指定した集会所の修繕及び模様替えて、別表の (3) に規定する集会所の防災上又は安全上必要な工事に該当するものに係る補助金の額は、前 5 項の規定にかかわらず、前 5 項の規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額 (当該額が 3 6 0 万円を超えるときは 3 6 0 万円とする。) を加算した額とする。</p> <p>7 集会所の修繕及び模様替えて、別表の (4) に規定する高齢者等の利便性を高めるための工事 (バリアフリー化工事) に該当するものに係る補助金の額は、第 1 項から第 5 項までの規定にかかわらず、当該規定により算定した額に当該工事部分の補助対象経費に 1</p>

00分の20を乗じて得た額（千円未満の額は切捨てとし、当該額が50万円を超えるときは50万円とする。）を加算した額とする。

00分の20を乗じて得た額（当該額が50万円を超えるときは50万円とする。）を加算した額とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（市民文化部市民生活課）